

認定こども園松ヶ丘幼稚園 重要事項説明書

教育・保育の提供に当たり、千葉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第5条に基づき、次のとおり説明いたします。

1 設置者

法人名	学校法人松ヶ丘学園	代表者	理事長 長谷川 豊
所在地	千葉市中央区仁戸名町552番地		
連絡先	Tel : 043-265-1815 / fax : 043-265-1869		

2 名称・所在地等

名称	認定こども園 松ヶ丘幼稚園	園長	小針 道子
所在地	千葉市中央区仁戸名町552番		
連絡先	Tel : 043-265-1815 / fax : 043-265-1869		

3 園の目的及び運営の方針

(1) 目的

当園は保護者の就労の有無にかかわらず、小学校就業前の子どもに質の高い幼児教育及び保育を提供するとともに、地域の子どもたち及びその保護者に子育て支援することを目的とする。

(2) 運営の方針

様々な経験や活動を通して心身の調和のとれた成長を図ると共に集団の中で自主的・自発的な活動をうながし生活の基本になる態度を養う。

また、当園は、学校教育法その他の法令等を遵守して運営します。

4 施設・設備等

(1) 園地

園地総面積 1900.88 m² (うち園舎建築面積 629.42 m²、園庭 922.61 m²、その他 348.85 m²)

(2) 園舎等

区分	建築年度	構造	床面積	用途				
				保育室	職員室	遊戯室	子育て支援室	その他
園舎①	H11	耐 S	405.87 m ²	1室 45 m ²	1室 95.2 m ²	1室 169.91 m ²	0室 0 m ²	95.76 m ²
園舎②	H16	耐 S	690.39 m ²	6室 312.83 m ²	0室 0 m ²	0室 0 m ²	2室 90.72 m ²	377.5 m ²

5 教育・保育等の内容

(1) 1. 元気な強い子ども

心身の調和的な発達を図り健全な心身の基礎を養う

2. きまりを守れる子ども

基本的生活習慣と正しい社会生活態度を育成し豊かな情操を養う

3. のびのびとした創造性豊かな子ども

豊富な表現活動を通して創造性を豊かにする

(2) 提供する教育・保育の内容は、支給認定の種類に応じて、次のとおりです。

ア 教育標準時間認定（1号認定）の園児

学校教育法及び幼稚園教育要領に基づく幼児教育を提供します。また、必要に応じて、預かり保育を提供します。

イ 保育認定（2・3号認定）の園児

上記（1）の幼児教育を提供するとともに、8時間から11時間まで（教育時間も含む）の保育を提供します。また、必要に応じて延長保育を提供します。

(3) 教育・保育等を行う日及び時間は次のとおりです。

認定区分	提供日	提供時間	預かり保育・延長保育
教育標準時間 (1号認定)	月～金曜日	9:00～14:00	(朝) 7:30～9:00 (夕) 14:00～18:30
保育標準時間 (2・3号認定)	月～金曜日	7:30～18:30	
保育短時間 (2・3号認定)	月～金曜日	9:00～17:00	(朝) 7:30～9:00 (夕) 17:00～18:30

(4) 休園日は次のとおりです。

・国民の祝日

・12月29日から31日及び翌年1月1日から1月3日

・8月11日から8月16日

・創立記念日 1月17日（振替休日あり）

・感染症予防、自然災害の為に園長の判断により休園することがあります。

また1号認定の園児については、以下の休業日を設けます。

・夏季休業 7月20日から8月31日まで

・冬季休業 12月20日から1月9日まで

・春季休業 3月18日から4月8日まで

・県民の日 6月15日

・運動会代休、千葉市幼稚園協会公開保育

※感染症予防、自然災害の為に園長の判断により休園することがあります。

(5) 教育・保育等の1日の流れの目安は次のとおりです。

時刻	1号認定	2・3号認定	
	教育標準時間	保育標準時間	保育短時間
7:30	預かり保育	順次登園	延長保育
9:00	登園	保育（遊び）	登園
10:00	教育活動（学級活動）	教育活動（学級活動）	教育活動（学級活動）
12:00	昼食	昼食	昼食
	教育活動（学級活動）	教育活動（学級活動）	教育活動（学級活動）
14:00	降園	お昼寝（3号）	お昼寝（3号）
	預かり保育	おやつ	おやつ
15:00		保育（遊び）	保育（遊び）
17:00			降園
18:30		順次降園	延長保育

(6) 食事の提供

ア 提供方法

外部搬入により提供します。

【委託業者】株式会社 幼稚園給食

3号認定児は自園調理での提供をします。

イ 提供する日

原則として希望制で週2日（月・木）か週5日提供します。3号認定の園児は毎日提供します。その他の日には、弁当を持参していただきます。ただし行事の際など弁当の持参をお願いする場合があります。

ウ 献立

毎月末に、翌月の献立をお知らせします。

エ アレルギー対応

お子さんが食物アレルギーをお持ちの場合は、必ず事前にお知らせください。必要に応じて園医や主治医と相談し、委託業者と協議の上、除去食等の対応を行うとともに、誤食等の事故を防止するために必要な措置を講じます。

(7) 行事等

入園式、親子遠足、保育参観、サマーコンサート、運動会、楽しい発表会、卒園式を予定しています。時期については別途お知らせいたします。

行事の内容によって3号認定（2歳児）の参観もあります。

(8) 送迎

希望者（原則として3歳以上児）については、園バスによる送迎を実施します。送迎の範囲等は別紙のとおりです。

6 職員

当園は、千葉市が定める配置基準を遵守し、次に掲げる職員を配置します。ただし、職員の人数は、園児数に応じて変動させる場合があります。

職種	人数	職務内容
園長	1人（常勤専従）	園務をつかさどり、所属職員を監督する。
副園長	1人（常勤専従）	園長を助け、命を受けて園務をつかさどる。
主幹教諭	1人（常勤専従）	園長、副園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに幼児の保育をつかさどる。
教諭等	25人 (うち常勤専従14人、非常勤11人)	園児の教育・保育等に直接従事する。
調理員	1人（非常勤）	献立に基づき給食及びおやつを調理する。
園医	1人（嘱託）	園児の健康管理、健康診断等を行う。
園歯科医	1人（嘱託）	園児の健康管理、歯科検診等を行う。
園薬剤師	1人（嘱託）	環境衛生、薬品管理に関する指導・助言等を行う。

7 利用定員

当園の利用定員は次のとおりです。ただし、実際の入園児数に応じて若干の変更があり得ます。

また、千葉市が定める職員配置等の基準の範囲内で、定員を超える入園を認める場合があります。

認定区分	0歳	1歳	2歳	満3歳	3歳	4歳	5歳
1号認定	—	—	—	18人	32人	50人	50人
2号認定	—	—	—	—	14人	18人	18人
3号認定	—	5人	10人	—	—	—	—

8 学級編制

当園の学級数は、次のとおりです。ただし、園児数に応じて変動させる場合があります。

- 1歳児（幼児） 1クラス
- 2歳児（幼児） 1クラス
- 満3歳児 1クラス
- 3歳児（年少） 2クラス
- 4歳児（年中） 2クラス
- 5歳児（年長） 2クラス

9 保育料その他の費用負担

（1）費用の種類と金額

ア 基本保育料

3号児：保護者の居住する市区町村が定める基本保育料を納入して頂きます。

1.2号児：基本保育料は無償です。

対象期間は満3歳になった翌月から小学校入学まで

イ 教育充実費（特定負担額）

教育・保育の質の向上を図るため、1・2号児は、次の費用を別途ご負担いただきます。

項目	内容及び負担を求める理由	金額
教育充実費	専門講師人件費、施設整備、維持費として	月額3,000円
冷暖房費 (1.2号)	冷暖房代として	月額700円

なお、納入いただいた費用については、(希望される場合は)領収証を発行します。

ウ 実費

上記のほか、当園の利用において通常必要とされるものに係る費用として、次とのおり実費相当額をご負担いただきます。

これら以外に実費が発生する場合は、その目的や金額等について事前にご説明します。

なお、納入いただいた実費については、(希望される場合は) 領収証を発行します。

項目	金額
給食費 (1.2号)	主食及び副食相当額 1食 360円 (主食費 110円／1食 副食費 250円／1食)
通園送迎費	バス利用者 月額3,500円
学用品 (制服等)	1.2号認定の園児 入園時 21,000円位 3号認定の園児 カラー帽子、お便り帳 (2歳児から) 通園カバン、スマック等
P T A会費 (1.2号)	月額400円位 5月に1年分を徴収いたします
行事教材費 (1.2号)	月額2,000円位
おやつ代 (1.2号)	預かり保育利用時 1号認定 50円/日 2号認定 1,000円/月

エ 預かり保育料

1号認定の園児が預かり保育を利用する場合は、次の利用料をご負担いただきます。

時期・時間帯	金額
教育時間前（7：30～9：00）	30分あたり250円
教育時間後（14：00～17：00）	1時間あたり250円
教育時間後再延長（17：00～18：30）	30分あたり250円
長期休業期間中（9：00～17：00）	1時間あたり250円
保育を必要とすると認定された方 (就労証明書など提出された方のみ利用できます。) ※千葉市に償還手続きをすることで450円/日償されます。	保育終了～17：00 250円/時

オ 延長保育料

2.3号認定（保育短時間）の園児が延長保育を利用する場合は、その利用時間に応じて、下記の延長保育料をご負担いただきます。

区分	金額	突発的な延長保育利用 (月1回まで)
2号認定(保育短時間)の園児	1時間当たり月額 1,900円	1,000円
3号認定(保育短時間)の園児	1時間当たり月額 3,000円	1,500円

※利用日数にかかわらず、上記月額料金となります。(日割計算は行いません。)

※1分でもお迎えが遅れた場合は原則延長料金が発生します。

※電車の遅延により遅れた場合は、料金の徴収はいたしません。その場合はお手持ちの携帯電話等で証明できる画面をご提示ください。(事前の電話連絡をお願いします)なお、道路事情に係る遅れ(交通渋滞、交通事故等)は料金を徴収いたします。

※事前の申込なく、電車の遅延以外でやむを得ない突発的な理由で遅れた場合は1回分の料金を徴収します。(2回目以降は月額の料金になります)

(2) 納入方法

上記の基本保育料及び教育充実費(特定負担額)は、当園指定の金融機関(京葉銀行松ヶ丘支店)の口座振替によりお支払いいただきます。

10 入園に関する手続き

(1) 1号認定を受けて入園する場合

募集要項(別紙)で定める方法により選考を行い、入園者を決定します。

入園願書(別紙)に本説明書の内容に同意する旨の書面(別紙)を添えて、11月1日にご提出ください。選考結果は、願書をご提出の際にお知らせします。
なお、11月に入園申込書その他の必要書類をご提出いただきます。

(2) 2・3号認定を受けて入園する場合

市区町村(園児が居住する市区町村。以下同じ。)に対し、利用申込を行ってください。

利用決定が通知され次第、本説明書の内容に同意する旨の書面(別紙)をご提出ください。

11 退園等に関する手続き

退園、転園又は休園することとなった場合は、可能な限り速やかに、その理由を記載した書面にて園長まで届け出てください。

また、市区町村に対し、必要な手続きを行ってください。

12 教育・保育の提供の終了

- 次のいずれか該当することとなった場合には、教育・保育の提供を終了します。
- ア 園児が小学校に就学したとき
 - イ 園児が退園又は転園することとなったとき
 - ウ 市区町村が支給認定を取り消したとき
 - エ その他、当園の利用について重大な支障又は困難が生じ、市区町村が利用の継続が困難であると認めたとき

13 学校医等

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 小児科・内科

医療機関の名称	中村内科クリニック
医院長名	中村 信
所在地	千葉市中央区千葉寺町 309-2
連絡先	043-261-1572

(2) 歯科

医療機関の名称	小川歯科医院
医院長名	小川 卓也
所在地	千葉市中央区仁戸名町 553-4
連絡先	043-261-1663

14 緊急時における対応方法及び非常災害対策

(1) 園児の体調急変等への対応

当園は、教育・保育の提供中等に園児の体調が急変した場合、速やかに保護者に連絡するとともに、園医への相談、医療機関への連絡その他の必要な措置を講じます。

(2) 非常災害時等の対策等

当園は、非常災害、火災等が発生した場合、別途作成するマニュアルに基づいて、園児の安全を確保し、保護者や関係機関への連絡その他の必要な措置を講じます。また、別途お知らせする方法により事前に登録された方に、本人確認の上で園児を引き渡します。

大規模地震等の災害発生時の避難場所は次のとおりです。

	避難場所	所在地
第一避難場所	松ヶ丘幼稚園 園庭	中央区仁戸名町 552
第二避難場所 (広域避難場所)	松ヶ丘小学校	中央区仁戸名町 580

(3) 緊急時における関係機関との連携

当園は、非常災害等、緊急を要する事態が発生した際、下記の関係機関と連携して対応します。

警察署	千葉中央警察署
消防署	中央消防署宮崎出張所
医療機関	中村内科クリニック

15 要望・相談及び苦情の受付

当園は、次のとおり、保護者からの要望・苦情等を受け付ける体制を整備しています。

相談・苦情受付担当者 (受付窓口)	氏名：副園長・主任・各担任 電話番号：043-265-1815 利用時間：8:30～16:00
相談・苦情解決責任者	氏名：小針 道子 電話番号：043-265-1815
第三者委員	氏名：三浦久美子 電話番号：0120-987-905 役職・肩書：スクールカウンセラー

16 虐待の防止

(1) 職員による虐待の防止

当園は、職員による園児に対する虐待を防止するため、周知徹底を図るとともに、定期的に研修を実施します。

(2) 家庭等における虐待の防止

当園は、虐待の兆候を見逃さないよう、園児や家庭の様子等に注意を払うとともに、必要に応じ、関係機関への通告等を行います。

また、育児に対する不安や悩みを軽減するため、保護者からの相談等に応じます。

17 保険等に関する事項

当園は、万一の場合に備え、次の保険に加入しています。

保険の種類	概要	保護者負担額
日本スポーツ振興センター災害共済	当園内で発生した事故、通常の登降園経路で起きた事故等、当園管理下における災害が発生した際に給付を受ける	131円/年
J K保険	加入園陪席責任保険	—
損保ジャパン	一般自動車保険（スクールバス）	—

18 個人情報の取扱い

当園は、正当な理由がない限り、職員（職員であった者を含む。）が業務上知り得た園児及びその家族の個人情報を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。

また、市区町村が認定する毎月の基本保育料に関する情報は、当該市区町村との間における施設型給付費の請求・受給に係る事務に必要な範囲に限って利用します。

19 本説明書の内容の変更

本説明書の記載事項に変更が生じる場合には、事前にその内容をご説明します。

当園における教育・保育の提供を開始するに当たり、「認定こども園松ヶ丘幼稚園 重要事項説明書」を提示いたしました。

令和7年10月15日

園名：認定こども園松ヶ丘幼稚園

所在地：千葉市中央区仁戸名町552番地

説明者：氏名 小針 道子

-----キ-----リ-----ト-----リ-----セ-----ン-----

同意書

私は「認定こども園松ヶ丘幼稚園 重要事項説明書」に基づいて利用に当たってその内容に同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所

児童氏名

保護者氏名

印（署名でも可）

児童から見た属柄